

会 議 録

会議の名称	那珂川市個人情報保護審査会
開催日時	令和4年12月27日(火)14時00分から14時25分まで
開催場所	那珂川市役所第2別館大会議室1・2・3
公開又は非公開の別	公開
非公開の理由 (非公開の場合のみ)	
出席者	(1) 委員 牟田会長、今泉副会長、菰田委員、高木委員、山崎委員、磯辺委員 (2) 市 事務局：江頭局長、川村行政委員会事務局課長補佐兼係長、白水
傍聴人数 (公開の場合のみ)	0人
議題及び審議の内容(下記のとおり)	
<p>議題</p> <p><個人情報の保護に関する法律の改正について></p> <p>会 長 : 「(1) 報告事項について」事務局から説明をお願いする。</p> <p>事務局 : 別紙、「資料 1-1 報告事項について」をご覧ください。「1. 条例要配慮個人情報(県の動き)について」であるが、資料 1-2 のとおり、県では同和地区所在地に関する記述が含まれているものについて条例要配慮個人情報に規定するためこれに併せて県内の市町村においても条例要配慮個人情報に規定することを検討してほしいとの通知があった。このことについて個人情報保護委員会に確認をしたところ、「同和地区の所在地名」は「個人に関する情報」には該当しない。被差別部落出身であることは、個人情報の保護に関する法律第2条第3項で定義されている「要配慮個人情報」の社会的身分に含まれているため、これとは別に規定する必要はないとのことであった。そのため、本市では規定しないこととする。なお、この件については筑紫地区の人権担当課による協議もあったが、結論としては条例要配慮個人情報の規定はしなくてよいとのことであった。</p> <p>続いて「2. 任意代理人による手続きについて」、本人が意思表示を行うことが困難な場合に本人の生命、身体又は財産を保護するために開示請求できる親族等の範囲について具体的にわからなかったため、確認したところ、本人の生命、身体又は財産を保護するためであれば親族でなくても本人に代わって開示請求をすることはできるとのことであった。</p> <p>続いて、「3. 審査会への諮問にかかるガイドライン等について」、改めて個人情報保護委員会に確認を行ったが、具体的な内容は示さないとのことであったため、個人情報保護委員会が示す条文のイメージをもとに本市の条例に規定した。</p> <p>那珂川市個人情報保護法施行条例の改正や改廃をするとき、安全管理措置の基準を定める場合、個人情報の取扱いの細則を定める場合や審査請求があった場合に諮</p>	

問することになる。安全管理措置については後ほど詳しく説明する。

会 長 : 事務局からの説明について、委員の皆さまから質問や意見等はあるか。

委 員 : 任意代理人について本人の生命、身体又は財産を保護するためならとのことだが実務上ではどのように判断するのか。

事務局 : 確認し、再度報告する。

会 長 : その他、質問や意見等はあるか。

《意見等なし》

会 長 : 続いて議題の「(2) 個人情報保護法施行条例及び細則について」を議題とし、事務局から説明をお願いします。

事務局 : 那珂川市個人情報保護法施行条例、那珂川市個人情報保護法施行条例 逐条解説及び那珂川市個人情報保護法施行細則については資料 2-1,2,3 のとおりである。基本的には個人情報の保護に関する法律に基づき個人情報の取扱いを行うが、各自治体へ委任されている事項や条例で定めることが許容されている事項について条例で規定する。先ほど報告させていただいた事項も踏まえて作成をしている。

続いて、資料 2-4 をご覧いただきたい。こちらは、罰則規定に関し、検察庁と協議を行った結果である。罰則規定を条例で定める場合等は検察庁と協議を行う必要がある。罰則規定を旧条例に設けており、今後は国の法律の規定に基づき取り扱うが、那珂川市個人情報保護法施行条例において経過措置を規定しているため、協議を行っていた。その結果、資料 2-4 のとおり「特段の意見なし」と回答をいただいたのでこのまま進めていく。

次に「骨子案からの変更点」について資料 2-5 をご覧いただきたい。まず「1 職員の氏名の開示について」であるが、「原則開示」としていた。条例や細則では定めないが、休暇承認簿など本人のプライバシーに係るものを除き運用として開示する。

次に、「2 開示決定の期間等の表現について」であるが、現行条例では「開示請求書が到達した日から起算して 15 日以内」としていたものを、新たに制定する那珂川市個人情報の保護に関する法律施行条例では、「開示請求があった日の翌日から 14 日以内」に変更するように進めていた。しかし、個人情報保護委員会より個人情報保護法と表現を合わせるように指示があったため「開示請求があった日から 15 日以内」とすることとなった。

次に「3 死者の情報に対する取扱い」であるが、相続した財産に関する情報などの開示請求時に手続きを分かりやすくするため取扱規則を定めるように検討していたが別途、取扱規則を定めず、手引きにより対応することとした。

会 長 : 事務局からの説明について、委員の皆さまから質問や意見等はあるか。

委 員 : 資料 2-5 「骨子からの変更点」の「1. 職員の氏名等の開示」について職員とはどの範囲まで含むのか。正規職員が対象か。

事務局 : 正規職員、会計年度任用職員関係なく市職員全員が対象である。

会 長 : その他、質問や意見等はあるか。

《意見等なし》

会 長 : 続いて議題の「1 個人情報の保護に関する法律の改正について (3) 個人情報保護審査会条例及び規則について」を議題とし、事務局から説明をお願いします。

事務局 : 那珂川市個人情報保護審査会条例、那珂川市個人情報保護審査会条例 逐条解説及び那珂川市個人像法保護審査会規則については資料 3-1,2,3 のとおりである。個人情報保護委員会が示す案と特段の相違点はないので、後ほど確認をお願いします。

会 長 : 事務局からの説明について、委員の皆さまから質問や意見等はあるか。

委 員 : 「資料 3-2 那珂川市個人情報保護審査会条例 逐条解説」に記載されているように個人情報の適正な取り扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが必要な場合に審査会に諮問されるが、私自身、法律には詳しくないがいかがか。

事務局 : 多方面からみた個人情報の取扱いについての意見が重要であり、委員の皆さまはそれぞれの立場から参加していただいているので、それぞれの立場からの意見をいただければよいと考えている。

会 長 : 事務局からの説明について、委員の皆さまから質問や意見等はあるか。

《意見等なし》

会 長 : 続いて議題の「1 個人情報の保護に関する法律の改正について (4) 安全管理措置」を議題とする。事務局から説明をお願いします。

事務局 : 資料 4 をご覧いただきたい。個人情報の保護に関する法律 66 条に「行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は、毀損の防止、その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。」と規定されている。また個人情報の保護に関する法律第 9 条第 1 項第 2 号において安全管理基準を定めようとするときは個人情報保護審査会に諮問するように規定しているため、令和 5 年度に安全管理基準の策定に向けて取り組みを進め、その後個人情報保護審査会に諮問させていただこうと考えている。参考として、安全管理措置について国のガイドラインを記載している。安全管理措置には、組織体制の整備などの「組織的安全管理」、職員研修などの「人的安全管理」、個人情報を取り扱う区域の管理や電子媒体の取扱いなどの「物理的安全管理」、アクセス制御などの「技術的安全管理」や「外的環境の把握」があり、委託の契約条項に関することや委託先の監督も必要な措置に含まれ、これらの安全基準を定め、安全管理を実施していく必要がある。併せて、保有個人情報の管理の状況について定期及び必要に応じ随時監査を実施することになっている。この監査についてであるが、現時点においてではあるが、その結果を個人情報保護審査会へ報告する方向で考えている。

会 長 : 事務局からの説明について、委員の皆さまから質問や意見等はあるか。

《意見等なし》

<議会の個人情報の取扱いについて>

会 長 : 「議題 2 その他 (1) 議会の個人情報の取扱い」を議題とし、事務局から説明をお願いします。

事務局 : 個人情報の保護に関する法律の改正において議会は地方公共団体の実施機関に含まれないこととなるため議会における個人情報の取扱いは自律的な対応となる。本市議会においては現在、個人情報取り扱いについての条例の策定に向けて進めているが、その中で、本審査会への諮問についても規定される予定である。そのため、案が策定され次第、議会事務局から本審査会へ報告を行うとのことであり、報告時期については、2月下旬から3月中旬を予定しているとのことである。詳細が決まり次第、日程調整の文書を送付する。

会 長 : 事務局からの説明について、委員の皆さまから質問やご意見等はあるか。

《意見等なし》

会 長 : 以上をもって那珂川市個人情報保護審査会を終了する。